

平成31年(ワ)第7175号、第10285号、令和元年(ワ)第20045号、第34529号、令和2年(ワ)第11317号 損害賠償請求事件

原告 【閲覧制限】

被告 学校法人東京医科大学

## 第8準備書面

令和2年12月23日

東京地方裁判所民事第25部乙D係 御中

被告訴訟代理人弁護士	田辺 克彦	
同	加野 理代	
同	鈴木 翼	
同	田中 瑛生	
同	桑原 博道	
同	蒔田 寛	

御庁頭書事件について、令和2年11月18日実施の第5回進行協議期日を受けて、被告第4準備書面第1.2（2頁）記載の原告番号2～6、9に関する入学検定料の入金履歴の調査について、次のとおり補足して説明する。

## 1 平成23年度及び平成24年度における入学検定料の取扱い

原告番号2～6、9において、受験の有無が問題となったのは平成23年度及び平成24年度である。

平成25年度以降、本学の一般入試及びセンター利用入試における入学検定料の支払い方法は、所定の振込用紙（乙1・13頁等参照）を使用して電信扱にて振込む方法であるが、平成23年度及び平成24年度は、郵便局にて購入した普通為替証書を本学に郵送してもらう方法であった（乙31）。

具体的な流れは次のとおりとなる。

- ① 受験生が、予め、郵便局において、入学検定料相当額の普通為替証書を購入する。なお、この普通為替証書には差出人（受験生）名は記載されない（平成23年度学生募集要項Ⅱ3（3）・4頁等参照。乙31）
- ② その上で、受験生は、他の出願書類とともに所定の封筒に同封し、本学に郵送する。
- ③ 本学に届いた後、大学事務局会計課において、普通為替証書のみを抜き出し、その余の出願書類は学務課に引き渡す。
- ④ 上記③の際に、会計課において、出願書類に記載された受験生の氏名を転記した一覧を作成する。この一覧には、受験生の氏名が漢字にて記載されている。

## 2 本件入金履歴調査について

原告番号2～6、9の平成23年度・平成24年度における入学検定料の

入金履歴の有無は、上記1④記載の一覧を確認する方法にて調査した。その結果は、被告第4準備書面第1. 2（2頁）記載の表のとおりである。

以上